

議案第75号

奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について

知事が許可する日をもって奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村及び組合のうち、西和消防組合、宇陀広域消防組合、中吉野広域消防組合及び香芝・広陵消防組合が解散され、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合でなくなるとともに、新たに奈良県広域消防組合を、奈良県市町村総合事務組合を組織する組合とするため、規約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき議決を求める。

平成25年12月9日提出

天理市長 並 河 健

奈良県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

奈良県市町村総合事務組合同規約（平成20年奈良県市町村総合事務組合奈良県指令市町村第1143号許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「西和消防組合、」、「宇陀広域消防組合、」及び「中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合、」を削り、「静香苑環境施設組合」の次に「、奈良県広域消防組合」を加える。

別表第2中「西和消防組合、」、「宇陀広域消防組合、」及び「中吉野広域消防組合、香芝・広陵消防組合、」を削り、「静香苑環境施設組合」の次に「、奈良県広域消防組合」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第2の1の項中「常勤の職員」とあるのは、「常勤の職員（奈良県広域消防組合の設立の日（以下「設立日」という。）の前日において、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務を奈良県市町村総合事務組合で共同処理していなかった市町村又は一部事務組合の職員であって、設立日に奈良県広域消防組合の常勤の職員となった者を除く。）」と読み替えるものとする。